

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税の算定については、法令に基づき応能分と応益分を合算して算出しております。

賦課につきましては、市町村標準保険税率が県から示されますので、当町ではその賦課総額を参考に、応能割と応益割の割合など被保険者への影響を丁寧に見極め、税率設定を行っており、割合は概ね7対3となっています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より国民健康保険税について、子ども(未就学児)に係る均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されることから、町独自の減免制度については考えておりません。

しかしながら、軽減対象が未就学児に限定されていることから、対象拡大につきまして全国知事会や国保制度改善強化全国大会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

収支のバランス及び繰越金や基金を考慮し、平成29年度から一般会計からの法定外繰入は行っておりません。今後とも医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国民健康保険財政の健全化を図ることで、法定外繰入金に頼らず財政運営を行ってまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保広域化により埼玉県が財政運営の主体となったことから、減免・軽減措置への対応につきましては、埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。

また、引き続き低所得者世帯に対して、保険税の軽減措置として所得に応じて 7・5・2 割の均等割・世帯割の軽減を行い、低所得者層に配慮した税率とすることで負担能力に応じた保険税となるようにしてまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症にかかる国保税の減免につきましては、昨年度と同基準で今年度も実施しております。

減免制度の広報につきましては、相談窓口やホームページなどを通じて、今後も周知に努めてまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

当町におきましては、横瀬町国民健康保険一部負担金の減免等に関する事務取扱要綱で、一部負担金の免除については生活保護基準に 1.155 を乗じて得た額、一部負担金の減額については 1.2 を乗じて得た額以下を対象としております。公平性を確保するためにも、国の示した基準を超えた拡充は考えておりません。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請につきましては、申請書のほか世帯の収入、貯蓄の状況などを記入する収入状況等申告書や該当事由を確認できる書類の添付を要しております。個々の事情を詳しく伺う必要があることから、様式の改正は予定しておりません。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請につきましては、②の回答のとおり申請書のほか収入状況等申告書や該当事由を確認できる書類の添付を要しております。個々の事情を詳しく伺う必要があることから、医療機関の会計窓口での手続きは不可能と考えます。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

当町におきましては、納付に関して相談があった場合や納付が遅れている納税者に対して、適宜納税相談を行っております。十分な話し合いを行ったうえで、自主納付を基本として住民に寄り添った対応を行っております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与差押えについては、事前に当事者と十分な折衝を行い、それでもなお納付がない場合にやむを得ず行うこととしています。また給与等の全額の差押えは行っておらず、過去3ヶ月分の給与の支給実績から法定の差押禁止額（国税徴収法第76条）を算出し、法的に差押え可能な範囲内において行っています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあってられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

当町では、過去5年間において売掛金差押えの実績はありません。事業者との納税折衝においては一方的に納付を促すだけでなく、資金繰りの状況を聞き取り、事業の継続に支障のないよう、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応するなどの配慮を行っています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の納税折衝においては、当事者の月々の収入・支出の状況や税以外の負債の有無など、生活実態の聞き取りを行った上で、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応しています。また、生活困窮と見受けられる場合には福祉担当課にも相談するなど、特段の配慮を行っています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

資格証明書及び短期被保険者証の交付は、未納保険税の収入確保のため、納付相談の機会を得ることを目的としております。他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えており、接触する機会が得られるよう努めてまいります。

また、被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう慎重に対応してまいります。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

保険証の窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、納税相談や納付がない場合にやむを得ず交付しております。保険税を納付することができない特別の事情が認められない場合にあつては、他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金につきましては、支給適用期間を令和3年9月末まで延長し実施しています。

しかしながら、当町の国保財政や事業運営の現状をみましても、恒常的な施策として傷病手当金を支給することにつきましては、困難であると考えております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

今後、国の財源対策を含む制度検討の動向を注視してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

当町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、被保険者を代表する委員の公募に関しましては、引き続き検討してまいります。

③ 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

町の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、被保険者代表、保険医代表、公益代表の委員で構成され、国保事業の運営に関する重要事項について、十分に慎重な審議を行っております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の受診率向上、生活習慣病予防の観点から、平成22年度から1,000円の実費徴収は行っておりません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診と町が実施するがん検診の受診を希望される方の利便を図るため、大腸がん検診、肺がん健診、前立腺がん検診につきましては、集団の特定健診と同時に実施しております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策として密閉、密集、密接の環境を避けるため、集団健診の会場は十分なスペースがとれる施設2ヶ所で、日程を指定した中で人数制限を設けて実施します。

また、医師会等と調整し個別健診の日程を7月から3月までの9ヶ月間に拡大し、人間ドックの補助金については補助上限額を3,000円増額し28,000円にするなど、被保険者の受診機会の拡充を図ります。

さらに、過去の受診歴や年齢別のきめ細かな受診勧奨に取り組み、本年度目標値57%を目指して実施してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健康診査及び特定保健指導等において取得したデータなどは、横瀬町個人情報保護条例、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等に定めるところにより取扱っております。また、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律の守秘義務規定を遵守しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は、広域連合と市町村が連携しながら制度を運営しており、令和2年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会から国へ、「慎重かつ十分な議論を重ねること」また、「やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うこと」という要望書が提出されています。

このようななか、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し等についての医療制度改革関連法が6月4日可決、成立となったことを踏まえ、今後も国の動向を注視し、広域連合と連携してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を開始しました。この仕組みの中で、保健事業は疾病予防・重症化予防、介護予防では生活機能の改善を根幹に据えて、高齢者の医療・介護データの解析を行いながら、町の健康課題解決に向け取り組んでいるところです。今後この取り組みにより、様々な対象者にアプローチができ、健康管理の支援につながると考えております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、疾病予防・重症化予防に係る保健事業と、運動、口腔、栄養等のフレイル対策を含む介護予防を一体的に行う健康長寿事業を実施し、予防及び健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

町の特定健診は無料で実施しております。また、満70歳以上の方または満65歳以上満70歳未満の後期高齢者医療制度の被保険者の方につきましては、健康診査及び各種がん検診、歯周病検診等の実費は徴収しておりません。

なお、歯科健診は、75歳及び80歳の後期高齢者医療制度の被保険者について、健康長寿歯科健診とし埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しております。

人間ドックの無料化につきましては、費用対効果と各種健診受診者との公平性の確保の観点から考えておりません。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

秩父地域の医療の維持・向上についてはちちぶ医療協議会において近隣市町と連携して検討しています。今後も、近隣市町の動向を見ながら検討してまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

ちちぶ定住自立圏の医療分野における取り組みを検討・推進するため「ちちぶ医療協議会」が設置されています。このちちぶ医療協議会において、医師の育成と定着を図るため、研修医育成支援事業や管内の看護専門学校運営支援事業を行っており、看護専門学校については地域実習を受け入れており看護師育成の支援も自治体として行っております。また、管内の救急医療を維持するため救急病院へ補助金を交付する救急医療支援事業、救急病院の負担軽減を図るため休日及び準夜帯の調剤薬局開設運営事業を実施しています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

感染症対策については、横瀬町新型コロナウイルス感染症対策本部会議等により、庁内情報共有を図り感染拡大防止に努めており、秩父保健所からも指導助言をいただいております。ワクチン接種については、秩父地域1市4町と秩父郡市医師会が一丸となって接種体制を構築し、協力連携し事業実施しています。また、横瀬町の集団接種では、応援体制として多くの職員が毎回協力しております。今後も状況に応じ、協力体制の強化等の対応に努めます。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、PCR検査を施設等の全職員を対象に行うことは現段階では考えておりません。必要な人に対して、迅速にPCR検査を行うことが重要だと思います。

なお、重症化しやすい65歳以上の高齢者等が本人の希望により検査を行う場合の費用について20,000円を上限に助成する、「新型コロナウイルス感染症検査費助成金交付事業」を行っております。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査の実施については現段階では考えておりません。必要な人に対して、迅速にPCR検査を行うことが重要だと思います。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

ワクチン接種については、秩父地域1市4町と秩父郡市医師会が一丸となって接種体制を構築し、協力連携し事業実施しています。今後も、ワクチン接種に混乱が生じないように、1市4町で検討しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

当町では昨年度、第8期介護保険事業計画を策定し、介護保険料については、第7期介護保険事業計画時から据え置きとなっております。

なお、介護保険制度では、財源の半分が保険料となっており、そのうち23%が第1号被保険者の介護保険料です。一般会計からの繰り入れは、法定割合以上のはできません。今後、高齢化がさらに進むなかで、介護給付費が増している状況でもあり、保険料の引き下げは困難かと思われます。過大な保険料の増加にならないよう、現状維持ができるよう努力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免につきましては、1件、81,100円実施しました。本年度におきましても引き続き実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、多段階の設定により基準額から低所得者には保険料が軽減されております。災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合に、条例等に基づき徴収猶予や減免を行っております。現時点におきましては、減免制度の拡充は考えておりません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

町独自の助成制度を設けることは、財政的に困難な状況です。また、利用料限度額の上限を超えた分にかかる助成等を行っておりませんが、非課税世帯の方については、介護サービ

ス利用料補助制度等により対応を行っております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

2割・3割負担の方について、ほとんどの方が介護サービスを利用している状況です。また、利用していない方についても、利用抑制という状況ではないと考えております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

町独自の助成制度を設けることは、財政的に困難な状況です。今後、経済的に利用困難となっている方の状況等を把握し、助成等について検討していければと考えております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、経営が悪化した介護事業所については、実態把握等は行っておりませんが、昨年度は、埼玉県の緊急事態措置により、適切な感染対策を講じた上で事業の継続を要請された通所系介護サービス事業者に対しては、介護事業者応援給付金として給付金を支給しました。このほか、感染症拡大防止対策の体制強化として、サーモグラフィーカメラの設置費用について、購入額の1/2（上限20万円）の補助金を交付しました。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）

また、感染症対策に係る消耗品や関連諸経費の負担軽減を図ることを目的に、今年度、介護事業所等支援給付金の給付を行う予定です。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

昨年度、町内事業所へ聞き取りを行った際、衛生材料の不足があるとの回答を受けた時期がありましたが、その後、昨年度から今年度にかけて、国や県からマスク・アルコール・グローブが支給され、町内の介護保険事業所へ随時、配付されております。現状としましては、不足があるという状況は解消されていると考えております。

なお、当町としましては、感染症対策に係る消耗品や関連諸経費の負担軽減を図ることを目的に、今年度、介護事業所等支援給付金として、現物給付ではない対応を行う予定です。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

町内の介護保険施設（入所施設）については、希望者に対して、入所者及び従事者へのワ

クチン接種を実施しました。また、65歳以上の方へのワクチン接種については、秩父地域1市4町で随時対応しているところです。

なお、PCR検査を含め、感染症対策に係る消耗品や関連諸経費の負担軽減を図ることを目的に、今年度、介護事業所等支援給付金の給付を行う予定です。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の増設については、当町だけではなく秩父地域の他市町にも財政的な影響が出ることから、秩父地域全体で検討していければと考えております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センター職員として求められる専門職の確保が難しい状況が続いております。今後も、専門職の採用や職員の配置など機能強化を図っていけるよう努力してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

当町では、感染症対策に係る消耗品や関連諸経費の負担軽減を図ることを目的に、令和2年度に国・県の補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を実施し、障害福祉サービス提供事業所をはじめ地域生活支援事業を実施している事業所に対して、助成金の交付を行いました。

また、今年度も介護事業所等支援給付金として、町内の障害福祉サービス提供事業所に対し、現物給付ではない対応を行う予定です。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

当町では、65歳以上の方や基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患)を有し治療を受けている方のPCR検査については、本人の希望により検査を行う場合の費用の一部を助成しております。

また、障害福祉サービス提供事業所従事者のPCR検査については、県が実施している事業を活用するよう働きかけを行います。

入院体制確保については、町内に入院ができる医療機関がないことから単独での体制確保は難しい状況です。

障がいのある方の主治医や広域的な関係機関等との連携に努め、検討してまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害福祉分野をはじめ福祉関連の人材不足は、全国的な問題となっています。人材の確保と定着についての独自施策は難しい状況であり、秩父圏域で連携した対応が必要と考えます。障害福祉分野の外、公共職業安定所や秩父地域雇用対策協議会など労働分野との連携に努め、合同就職面接会への参入など事業者へ働きかけを行うとともに事業の周知に努めます。

また、「働き方改革関連法」の施行に伴う労働時間上限規制や年休の計画取得などの内容については事業者へ法令を遵守し、働きやすい環境を整備するよう機会を捉え働きかけます。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

当初、障害者施設入所者に対する優先接種は実施していませんでしたが、現状を確認すると入所・通所している事業所での集団接種が行われております。

また、高齢者を対象としたワクチン接種の目途がたったことから、次に基礎疾患のある方（重度心身障がいの方、精神疾患・知的障がいのある方）が、優先的にワクチン接種を受けられる体制になっております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業につきましては、単独での整備は難しいことから令和3年度からの障がい者計画等に位置付けて秩父地域1市4町で検討してまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備についても単独での助成は、難しいことから秩父地域1市4町で検討してまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

整備にあたっては、当事者の意見を参考に検討してまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれ

くらの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、安心できる生活の場の確保に向けて、秩父地域1市4町や民間福祉施設と連携し、令和3年度からの障がい者計画等に位置付けて入所施設やグループホーム等の整備を計画的に促進しております。

また、日頃から障がいのある方の相談に応じ、サービスを利用している方については、計画相談支援事業所相談員と連携し、必要な支援体制整備に努めております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域包括支援センターと連携し、老障介護家庭の把握に努め、必要に応じ障害福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制、見守り体制の強化を図ります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

計画相談支援事業所相談員がサービス等利用計画を作成する際、土日等利用して帰省しているケースを把握し、町と連携し情報共有を図っております。在宅での支援については、他のサービスでも対応できるか関係機関と連携し相談に乗っております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

福祉医療制度の存続させるために、所得制限・年齢制限は、必要と考えます。

所得制限の対象となる方にあたっては高額療養費制度の利用、年齢制限の対象となる方につきましては、後期高齢者医療制度、障がいの種別によっては自立支援医療費の受給など、各制度を組み合わせた支援を実施してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

受給者の受診状況や要望を踏まえ、秩父地域1市4町が一体となって現物給付の更なる広域化を推進してまいります。

なお、当町では支給額の約8割が現物給付等の窓口負担がない支給方法によるものです。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

令和2年度には、精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方を県補助金対象とするよ

う求める要望書をさいたま市等と連名で埼玉県国保医療課へ提出いたしました。

また、重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない精神障がい者につきましては、自立支援医療（精神通院）等の制度利用を促しております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がいに関する正しい知識や理解を深めるために、福祉・保健分野の研修会への積極的な参加に努めております。

また、秩父地域自立支援協議会では、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、障がいのある方を支援するネットワークが構築されておりますので、いろいろな機会を捉えて啓発に努めてまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当町では、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

当町には、1時間あたりの利用料から500円を控除した額に利用時間を乗じた額を町が助成する、横瀬町障害児（者）生活サポート事業利用料給付金の独自助成制度があります。

利用者が1時間あたり950円で利用した場合は、

「950円－500円＝450円 450円×1時間＝450円」が助成されます。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

当町の年間利用時間につきましては、近隣市町村と比べ、拡大して登録利用者1人当たり年間150時間を限度として設定しております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障がい者への利用料軽減策については、横瀬町障害児（者）生活サポート事業利用料給付金（1時間あたり一定額の助成制度）があります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県への要望につきましては、近隣市町村の動向を見ながら検討してまいります。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受け、令和2年4月1日より福祉タクシー券の交付枚数を増やすことで対応しております。100円券（補助券）等の交付については、利用者の実情や近隣市町村の動向を見ながら検討してまいります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度やガソリン燃料費支給制度は、障がい者の自立的な外出・移動について支援するものであり、介助者の付き添いを想定しておりません。介助が必要な場合、障害児（者）生活サポート事業や移動支援事業等の利用を推奨しております。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に合った支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

当町では、民生委員・児童委員と連携し、家族同居の有無に関わらず災害時に避難が心配な方は、申請書を提出していただき、名簿に加えています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当町の福祉避難所は町施設2カ所の他、特別支援学校及び民間施設等4カ所と協定書を締結しております。災害が発生した場合、避難してきた方の状況を確認し、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、状況に応じ利用できる施設の中から福祉避難所を開設することに

なっております。全国的な事例では、特に優先度の高い要配慮者については、直接福祉避難所へ避難する方法が取られていることとなっているため、関係機関と協議し前向きに検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

地域防災計画に則り、被災者の情報収集に努めるとともに、被災者に救援物資が行き渡るよう努めてまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当町では、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団、消防署、警察署等に提供できるものとしています。

民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示につきましては、近隣市町村の状況を踏まえながら、検討してまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

当町では、災害対策主幹課と感染症対策主幹課が異なっており、限られた職員数の中で同時発生時等の対策のための部署を新設することは難しい状況ではありますが、関係各課所等が連携し対策本部を設置することで対応してまいりたいと考えております。

また、地域の保健所機能の強化のため、いろいろな機会を捉えて県・国に働きかけを行ってまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

毎年、障害福祉サービス利用者の実績が伸びていることから予算も増加して確保されております。

また、コロナ禍で新しい事業も関係機関と連携し事業実施しております。

手話教室や障がいスポーツ事業では、アクティブシニア事業から対象者を拡大し、地域生活支援事業として新たな事業を展開しております。引き続き、必要なサービスは継続して実施する予定です。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れたい待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

当町では、待機児童はありません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

面積要件から最大に定員を設定しているため、弾力化は行えません。4/1時点で、定員90名に対し、受け入れ児童数は40名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当町では待機児童がないため、認可保育施設を増設等予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

横瀬町保育所では、保育希望者につきましては定員内であれば受け入れを行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

当町には該当する施設はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

現在の入所者数は定員を大幅に下回っており、面積要件等と比しても少人数での保育が実現できています。また、密な状態も回避できていると考えております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自

治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

臨時の保育士については、会計年度任用職員として雇用し、処遇の改善を図っています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

当町では、多子世帯の経済的負担の軽減として、年齢問わず、第3子以降の保育料及び副食費の免除を行っています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

法令等を遵守し、適正な指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

町内の保育施設と協力連携し、保育の質の向上に努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

前年度まで、待機児童はいませんでした。今年度は5名（6月末現在）待機しています。待機児童の解消については、今後の状況をみて検討します。横瀬町学童保育室の定員は50名で、支援の単位は2となっています。面積要件についても基準を満たしています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児

児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育室指導員については、会計年度任用職員として雇用し、処遇の改善を図っています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当町には、民営の学童保育室はありません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

こども医療費助成の対象年齢につきましては、平成29年4月診療分から18歳年度末まで拡大しております。今後も継続してまいります。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国、県の助成につきましては、機会あるごとに要請してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

住民の皆様に対しては、生活保護の「しおり」を庁舎内に配架することで、正しい制度の周知に努めております。

また、住民の方と接点のある窓口関係課とは、生活保護等を必要とする方の発見について連携を進めており、生活保護担当課へつないでいただいた際には、担当者から相談者に対して丁寧な制度説明に努めております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護の決定に際し、実態を調査するための扶養照会などは、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っております。現状では、要望につきましてすぐに応えられない点があると思いますが、実施機関と連携してまいりたいと思います。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護の決定・変更通知書の作成は、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っております。現状では要望につきましてすぐに応えられない点があると思いますが、実施機関と連携してまいりたいと思います。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーの増員については、埼玉県秩父福祉事務所の判断になります。

人権侵害や福祉施策に関する正しい知識や理解を深めるために、職員が研修会に参加するなどスキルアップに努め、丁寧な対応を心がけてまいります。

また、相談時には複数の職員で対応することで、不適切なアドバイス防止に努めてまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

実施機関である埼玉県秩父福祉事務所の対応となります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

相談の際は、誰でもすぐに申請できるということを伝えてから相談内容を伺うようにしております。ご本人の相談内容をお聞きしたうえで、生活保護の申請を希望されている場合は、その場で申請をしていただき、申請拒否といったことがないよう心がけております。

税務、児童福祉、教育委員会、地域包括支援センター等の関係課所の職員、民生委員・児童委員、町内の福祉施設職員等と連携し、生活困窮者の状況把握に努めております。

また、秩父福祉事務所及びアスポート相談支援センターと連携を取りながら支援を行ってまいります。

以上